

国指定史跡 荒船・東谷風穴蚕種貯蔵所跡

荒船風穴蚕種貯蔵所跡

整備基本計画

平成 28 年 3 月

下仁田町教育委員会

序 文

下仁田町は、群馬県の西南部に位置し、古くは関東と信州を結ぶ交通の要衝として栄えました。

史跡荒船風穴は下仁田町の西端になる大字南野牧字屋敷に所在し、信州への古道、下仁田道のひとつである志賀越えの道に面しています。この道は古くから麻や信州米の輸送路として人・もの・文化の通り道でもありました。風穴のある屋敷地区から県境までには多くの石造物や古道の面影を色濃く残すことから、歴史の道百選にも選ばれています。

荒船風穴は平成22年2月22日、中之条町にある東谷風穴とともに「荒船・東谷風穴蚕種貯蔵所跡」として風穴を利用した産業遺産として初めて国の指定史跡となりました。

風穴は生糸輸出が外貨獲得の主であった明治から大正期にかけ、繭の増産が急務であったころ各地で風穴の冷風を利用した蚕種の貯蔵が始まり、荒船風穴も明治38年(1905)の1号風穴での操業から30余年でその役割を終えています。しかし、この30余年間の風穴の果たした役割は日本の近代化にとって大きなものとなりました。

それらの功績が認められ、平成26年6月25日には「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の一つとして世界文化遺産に登録され、来訪者も急増いたしました。今後は史跡としてまた世界文化遺産として、保存管理計画と今回策定した整備基本計画に基づき、後世に引き継いでまいります。

結びとなりますが、保存整備委員会をはじめとする指導者の方々、文化庁・群馬県教育委員会等の関係者の皆様、ご理解をいただきました地域の皆様に心より感謝申し上げます。ご挨拶といたします。

平成28年3月

下仁田町教育委員会

教育長 吉井 誠

例 言

1. 本書は、国指定史跡荒船・東谷風穴蚕種貯蔵所跡のうち、群馬県甘楽郡下仁田町に所在する「荒船風穴蚕種貯蔵所跡」に関する整備基本計画である。
2. 本基本計画の策定は、国および群馬県の補助を受け、下仁田町教育委員会が行った。
3. 本計画は、平成 27 年度の国史跡荒船風穴保存整備委員会での検討に基づき、下仁田町教育委員会が発行した。
4. 本書の編集は、下仁田町教育委員会文化財保護係が行い、基礎資料の作成等は応用地質株式会社に委託した。
5. 本計画の策定にあたり、次の関係機関の皆様にご多大なるご指導ご協力を賜った。記して厚く御礼申し上げる。

文化庁文化財部記念物課、群馬県教育委員会事務局文化財保護課、群馬県企画部世界遺産課、群馬県富岡土木事務所下仁田事業所、下仁田町産業観光課

6. 本書で用いる用語の意味は以下のとおりである。

語 句	意 味
蚕種貯蔵所跡	・蚕種貯蔵に関する施設全体の総称。風穴、番舎(管理棟)跡とそれに関連する施設跡のこと。
風穴	・風穴とは、天然の冷風が吹き出す洞穴や岩場のことをいうが、養蚕業ではそうした天然の冷気を利用して蚕種を冷蔵保存する施設である蚕種貯蔵風穴のこと。 ・蚕種貯蔵風穴は、冷風の吹き出す天然の洞窟の内部を利用したものと、岩場などの冷風の吹き出し口を掘削し、石垣で囲い覆屋を設けて冷風を人工的に閉じ込めた施設としたものの 2 種類に大別される。それぞれ内部に棚状の貯蔵施設がもうけられた。全国的には貯蔵施設を人工的に構築した後者の風穴が大半を占め、荒船風穴もこれに該当する。
冷風	・元来、冷風の温度条件は特に基準はなく、外気温に対して相対的に低ければ風穴と言えなくもない。ただ、概して風穴と称されているものは、早春から初夏の時期に氷点下前後の低温現象を示すものが多い。 ・本計画内では、岩塊の隙間から吹き出す 3℃前後の風のことをいう。
風穴石積み	・目地材や石積みと一体となっている岩塊も含め、風穴を形作る玄武岩の積み石のこと。
土留め石積み	・平場を設けるため、土砂流出を防ぐための積み石のこと。本史跡では、番舎(管理棟)跡周辺の斜面や指定地北側斜面に存在する。
建屋	・蚕種を主に保管していた風穴の上屋(躯体)のこと。※石積みは除く。
番舎(管理棟)	・荒船風穴を管理するための事務所。
物置	・番舎の北西側に位置する小屋。(2間×2間半)
作業小屋	・番舎の東側に位置する小屋。内部に貯水槽が設けられ、種紙の洗浄や乾燥などに利用されたと思われる。(2間×3間)
搬出入路	・建屋内部や番舎に蚕種を搬出入するために設置されたスロープや通路のこと。
番舎関連施設	・荒船風穴操業時の管理運営に関連する遺構の総称。番舎(管理棟)跡や物置、作業小屋、搬出入路、風穴以外の石積み等のこと。
操業時	・1号風穴が操業を開始した明治 38 年(1905)から、年貯蔵枚数がなくなった昭和 13 年(1938)までの 33 年間のこと。



整備イメージ鳥瞰図（広域）



整備イメージ鳥瞰図（指定地周辺）

目 次

序文

例言

整備イメージ鳥瞰図（広域・指定地周辺）

第1章 計画策定の経緯と目的	1
1. 計画策定の経緯	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の期間	1
4. 本計画の対象範囲	2
5. 指定概要	2
6. 委員会の設置	3
7. 計画の周知と見直し	4
第2章 史跡の現況	6
1. これまでの調査成果	6
2. 遺構の現況	13
3. 保存及び公開の状況	16
4. 公有化状況	24
5. 関連法規制	25
6. 関連計画	30
第3章 現状の課題	32
第4章 基本方針	34
1. 史跡の本質的価値	34
2. 保存・活用の方向性	35
3. 保存・活用の基本理念	35
4. 保存・活用の基本方針	36
5. 整備目標（キャッチフレーズ）	37
6. 整備の基準とする年代	37
第5章 整備計画	38
1. 整備の基本方針	38
1-1 保存のための整備	38
1-2 活用のための整備	39
2. ゾーニング	40
3. 各地区の整備計画	43
3-1 番舎遺構ゾーン	43
3-2 風穴ゾーン	49
3-3 治山対策ゾーン	52
3-4 冷風源岩塊ゾーン	55
3-5 見学者広場ゾーン	56

3-6	交通対策ゾーン	58
第6章	個別整備計画	60
1.	動線計画	60
1-1	外部からの導入部（アプローチ）	60
1-2	史跡内の見学者動線	60
1-3	史跡周辺（冷風源岩塊ゾーン）の見学者動線	61
1-4	バリアフリーエリア	61
2.	環境整備計画	63
2-1	植生管理	63
2-2	景観保全	64
2-3	スギ植林の植生変更	64
3.	施設整備計画	65
3-1	ガイダンス施設	65
3-2	便益施設	66
3-3	解説施設	66
4.	周辺整備計画	69
4-1	駐車場	69
4-2	広域動線計画	70
5.	公開活用計画	72
5-1	日常的な公開	72
5-2	活用プログラム	72
5-3	情報発信	73
5-4	ガイダンスサービスの活用	73
6.	管理運営計画	74
6-1	管理運営体制	74
6-2	日常的な維持管理	74
6-3	定期的な管理	74
7.	防災計画	75
7-1	自然災害・事故	75
7-2	火災	75
7-3	獣害	75
8.	調査研究計画	76
第7章	事業計画	77
1.	事業計画	77
2.	整備に関する補助金等	80
巻末資料		85
1.	史跡に関する年表	85
2.	参考文献一覧	86